

6. 10. 29
3161

馬口ハ其日管理職ハ全欠薪在ハ最後案ナルヘキヲ以テ考慮セ
 可レタニトハ増強案ニ飛テ産出ニ進フント之初案ハ之ヲ避ケ遂
 ニ増強ヲ見ス會見ヲ終レリ
 七 破工後ノ動靜
 破工後ハ長考行一五日ハ左官地林元三戶方ニ争議固未却ラ没ケ
 中央今日首知以今増強ノ下ニ十三日ヲ以テ罷業ヲ決リセリ
 八 吉野五條ノ動靜
 吉野五條ハ北播美地ヲ避ケ我々強士ニ交際ヲ一任ニ任テ決意
 的策案ナシ
 右及申(直) 服多也

労働組合
昭和六年十月二十一日

昭和六年十月二十一日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
 社会局長 官殿

労働館目録キテマ労働争議ニ関スル件(第一報解生)

要旨

〔後米松林興行會社ニテ經營シ居リシレカ者月十五ヨリ大基賣興行部、
 經營トナリ後米松林賣買九名ヲ解雇シテモシテ事

冒頭労働館ニ労働争議發生セルカ其ノ状況左ノ通り

一 労働發生ノ場所

府ニ大崎町上大崎六二一

案上 一〇・一五 解決 一三・一〇
 労働争議者 九
 争議参加者 九
 関係労働組合 (全七労働)